

令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は「令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務」の実施に当たり、当該業務の目的及び内容に最も適した契約の相手方を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

仕様書の「3 業務の目的」を参照

3 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 業務規模

提案上限額は、5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、実際の支払額は、プロポーザルにおける提案額を基に、改めて契約書案で示すこととする。

4 プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。
- (6) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日まで、本市の指名除外措置を受けて

いる者。

- (7) プロポーザルに参加する本店又は営業所等で、公示日までに納めるべき市区町村税を滞納している者。

6 実施スケジュール（予定）

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

項番	手続き等	期限等
1	公募開始	令和8年4月27日（月）
2	質問書の提出期限	令和8年5月11日（月）（17時必着）
3	質問書への回答	令和8年5月13日（水）
4	参加表明書の提出期限	令和8年5月15日（金）（17時必着）
5	企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日（金）（17時必着）
6	審査会（プレゼンテーション）	令和8年5月28日（木）
7	結果通知	令和8年6月上旬

7 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期限

令和8年5月11日（月）17時必着

イ 提出先

東広島市産業部産業振興課

ウ 提出書類

仕様書等に関する質問書（様式1）

エ 提出方法

電子メールによる。なお、電子メールの件名は「令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務プロポーザル質問書」とすること。

- (2) 質問書等に関する回答は、次のとおり行う。

ア 回答日

令和8年5月13日（水）12時まで

イ 回答方法

市ホームページに掲載する。

ウ その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については、原則回答しない。

8 参加表明書の提出

- (1) 提出期限

令和8年5月15日（金）17時必着

(2) 提出場所

東広島市 産業部 産業振興課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに産業振興課に提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに産業振興課に必着とする。

(4) 提出書類

次の書類一式を提出すること。

※ウ及びエは、公募開始の日から起算して3か月以内に発行されたもの。東広島市の令和7年から令和10年までの物品役務等競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は、省略可。

ア 参加表明書（様式2）・・・・・・・・・・ 1部

イ 会社概要書（様式3）・・・・・・・・・・ 1部

ウ 商業・法人登記簿謄本の写し・・・・・・・・ 1部

※個人事業主は代表者の住民票。

エ 印鑑証明書の写し・・・・・・・・・・ 1部

オ 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）・・・ 1部

(5) 参加資格の確認

参加表明書等について、「5 参加資格」を満たすものか事務局で確認を行い、個別に令和8年5月18日（月）12時までに電子メール又は電話にて確認結果連絡を行う。

9 企画提案書等の提出

参加資格を認められた参加意思表明者は、提案書等を提出する。

(1) 提出期限

令和8年5月22日（金）17時必着

(2) 提出場所

東広島市 産業部 産業振興課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに産業振興課に提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに産業振興課に必着とする。

(4) 提出書類

ア 同等又は類似する業務実績（国、地方公共団体、民間事業者等 のいずれかの団体との委託役務契約の履行実績）

実績報告書（様式4）・・・・・・・・・・ 1部

令和5年4月1日以降の本業務に同等又は類似する業務実績（国、地方公共団体、民間事業者等 のいずれかの団体との委託役務契約の履行実績）を記載すること。

イ アの実績報告書に関する 契約書等の写し・・・各1部

ウ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部【正本1部、副本5部】

（提案者名は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。）

・A4規格（縦）片面印刷、20ページ以下とすること。

・次の項目ごとに記載し、提案者が特定できる記述をしないこと。

	項目	内容
ー	表紙(1 ページ)	業務名等を記載すること。なお、提案者名は正本（1 部）のみに記載し、副本（5 部）には記載しないこと。
1	同等又は類似の業務実績	令和 5 年 4 月 1 日以降の国、地方公共団体、民間事業者等に係る 同等又は類似の業務の 履行実績を記載し、企画の概要、実施内容、成果物等、業務実績が分かる資料を掲載すること。
2	業務の実施体制	人員体制、市との連絡調整等の体制について記載すること。
3	事業趣旨及び基本的な考え方	本事業の目的（女性のビジネススキル向上及び自立支援）をどのように理解し、どのような方針で事業を実施するかを具体的に示すこと。
4	支援内容	(1) 集合研修 仕様書に定める必須条件を踏まえ、研修内容、実施方法、受講フォロー（アーカイブ配信等）について具体的に提案すること。
		(2) 個別伴走支援 進捗管理、個別相談、行動の実行・継続を支える伴走の仕組みについて具体的に提案すること。
5	離脱防止・継続支援の取組	受講中の離脱を防止するためのフォロー体制や、受講困難者への対応、オンライン活用等について具体的に提案すること。
6	広報の内容及び手法	市の広報と連動した取組及び、受託者独自の効果的な広報手法について提案すること。
7	成果指標（KPI）	起業・副業数を必須指標として設定したうえで、行動開始・継続等を含めた KPI を設定すること。設定に当たっては、仕様書及び評価基準を踏まえ、実現に向けた具体的な道筋を示すこと。
8	業務規模（金額）	業務に係る提案金額（税抜）を記載するとともに、その算出根拠及び妥当性・有効性について記載すること。

(5) その他

ア 提案は、1 参加者につき 1 つのみとする。

イ 本項に規定する提出書類に不備があった場合は、これを受け付けない。

ウ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者選定以外の用途には使用しない。

オ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。提案者は、東広島市が行う企画提案書の公表等について、提出書類等の利用を許諾することとする。

カ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

- キ 業者選定を行う作業に必要な範囲において、企画提案書を複写作成することがある。
- ク 提案内容等を確認するため、聞き取りを行う場合がある

10 審査の実施

令和8年度 女性のビジネススキル向上支援運営業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書の内容及びプレゼンテーションにより審査を行い、最優秀候補者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(1) 審査会の実施

ア 日時

令和8年5月28日（木）を予定

イ 場所

別途通知する。

ウ 実施方法

- ・提案書を基に、プレゼンテーションを行う。
- ・提案書に対する説明、補足資料等の追加は認めないが、提案書の一部または全部をパワーポイントにより投影することは可能とする。
- ・パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、産業振興課に事前に連絡すること。

エ 設定時間

1参加者当たり30分以内（説明：20分以内、質疑応答：10分以内）とする。

オ 出席者

出席人数は3名以内とすること。

カ 評価項目の内容及び配点（合計100点）等は、次のとおりとする。

	項目		評価基準	配点
1	同等又は類似の業務実績		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と同等又は類似する業務の実績が示されており、本業務に必要な知見、専門知識等を有していると認められるか。 ・当該実績から、本業務の円滑かつ効果的な実施や業務の着実な遂行が期待できるか。 	10点
2	実施体制		<ul style="list-style-type: none"> ・事業統括責任者および運営スタッフに、起業・創業支援や女性支援の実績があるか。 ・市との連絡・調整が円滑に行える体制が構築されているか。 	10点
3	事業趣旨及び基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的や背景を的確に理解し、女性のビジネススキル向上及び経済的自立の促進という趣旨に沿った考え方が示されているか。 	10点
4	支援内容	集合研修	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で必須とする条件を満たしているか。 	15点

		個別伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対面、電話、オンライン等を含め、事業内容や参加者特性に応じた方法により、進捗管理や情報共有が確実かつ継続的に行える仕組みとなっているか。 ・行動の実行・継続までを支える伴走の仕組みとなっているか。 	15点
5	離脱者防止		<ul style="list-style-type: none"> ・離脱を防止し、参加者が無理なく継続できるよう、具体的かつ実効性のあるフォロー体制が示されているか。 	10点
6	広報の内容・手法		<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報と連動し、受託者独自の効果的な広報手法が提案されているか。 	10点
7	成果指標（KPI）		<ul style="list-style-type: none"> ・起業・副業数を必須指標として設定したうえで、行動開始・継続等を含めた KPI が適切に設定されているか。 ・KPI が事業目的や支援内容と整合し、実現に向けた具体的な道筋が示されているか。 	15点
8	業務規模（金額）		<ul style="list-style-type: none"> ・金額を含めた提案全体を総合的に勘案し、効果的な提案内容であり、妥当な金額設定となっているか。 	5点
			合 計	100点

- (2) 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀候補者として選定し、業務委託契約の締結を協議する予定とする。なお、各委員の評価点の平均が60点に満たない者は、候補者として選定しない。
- (3) 各委員の評価点の合計点が同点により2人以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において、委員の評価点の平均が60点以上であれば当該提案者を最優秀候補者とする。
- (5) 候補者が、「5 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- (6) 審査結果は、後日すみやかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1.1 契約に係る注意事項

- (1) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、免除された場合はこの限りではない。
- (2) 契約書は、東広島市の業務委託契約書・業務委託契約約款及び特約事項（概算払）特約・個人情

報取扱特記事項を使用する。その他東広島市と締結する契約の条項は、東広島市のホームページで閲覧することができる。

- (3) 本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容及び経費等については、プロポーザルの内容を踏まえて確定した仕様書に基づいて、再度見積書の提出を求め、予定価格以下の価格をもって委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

1 2 その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、提案者の負担とする。

- (2) 提案された見積額は、契約金額を保証するものではない。

- (3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 参加表明書及び企画提案書が、本実施要領に定める提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合

イ 参加表明書及び企画提案書が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

ウ 参加表明書及び企画提案書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 参加表明書及び企画提案書に、虚偽の内容が記載されている場合

オ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本実施要項に定める手続は除く。）

カ その他、本実施要項に違反すると認められる場合

- (4) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、選定委員会における審査で次点となった者を候補者として選定する。

- (5) その他

ア 参加表明書及び企画提案書の提出をもって本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明書及び企画提案書の提出後において、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

ウ プロポーザルの結果は、公表することがある。

エ 参加表明書及び企画提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、令和8年5月25日（月）17時までに「辞退届」（様式第5号）を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

1 3 問い合わせ先及び提出先

東広島市産業部産業振興課 担当：上川、鹿島

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL：082-420-0921

FAX：082-422-5805

E-mail : hgh938181@city.higashihiroshima.lg.jp